

世田谷区建設工事総合評価方式入札試行実施の検証について

1 主旨

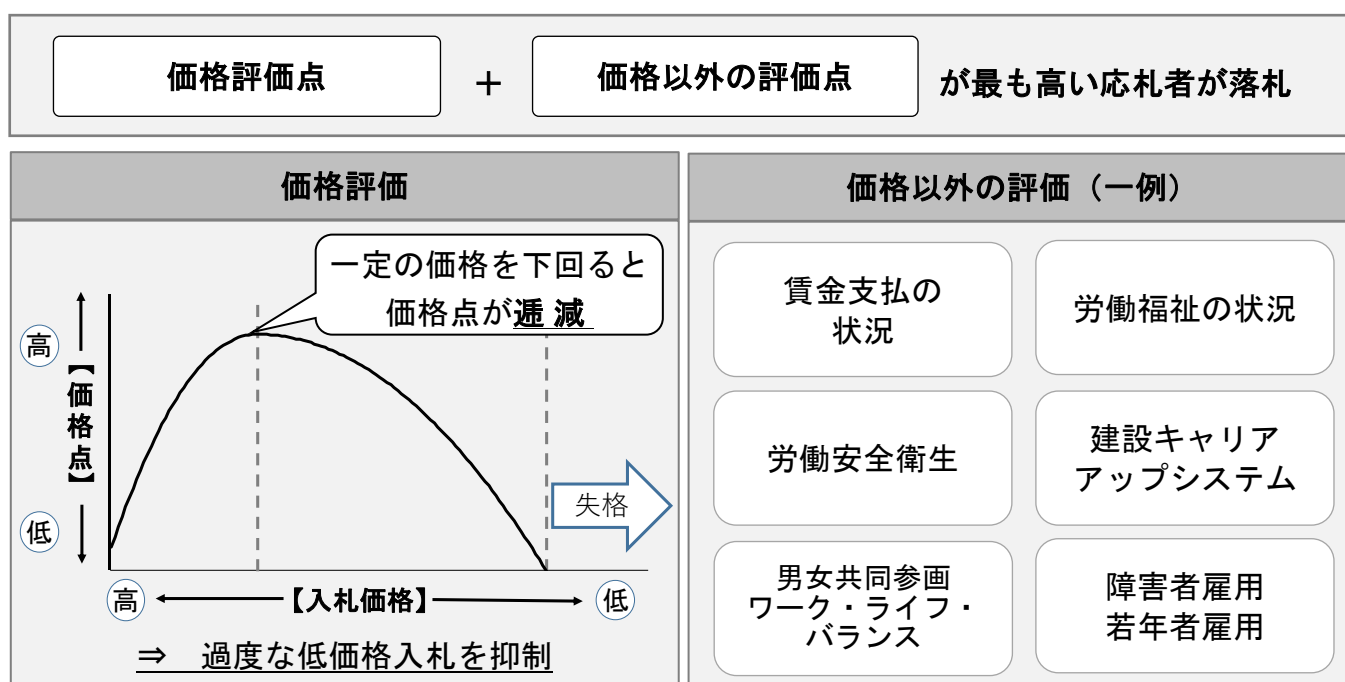
区は、世田谷区公契約適正化委員会からの答申・意見書及び昨今の区の公契約の現況等を踏まえ、令和4年度から、公契約条例の趣旨を入札制度に反映し、品質と価格のバランスを競う、世田谷区建設工事総合評価方式入札を試行実施している。

今般、現在までの入札実施状況及び入札参加事業者へのアンケート結果を踏まえた今後の運用の考え方を取りまとめたので報告する。

2 制度概要

「品質と価格のバランスのとれた公契約の実現」

- ・一定額を下回る入札価格の評価は逡減
- ・公契約条例に基づく取組みを評価



3 検証方法

令和6年9月30日現在、実施した153件（令和4年度24件、令和5年度58件、令和6年度71件）を対象として、以下の観点から検証した。

（1）事業者の得点状況等の検証

公契約条例に基づく取組みの評価項目である公契約評価点、その他施工能力評価点、地域貢献評価点の得点状況、価格点の得点状況とともに、価格点とそれ以外の評価点との balan

ス、発注工種・格付ごとの得点の傾向について検証した。

【別紙 1、別紙 2 参照】

(2) 従来の入札との比較

各試行案件と参加要件が類似する過去の価格競争入札及び従来の施工能力審査型総合評価方式と比較し、入札参加者数、応札率、落札率等の状況を検証した。

【別紙 3 参照】

(3) 建設共同企業体（J V）対象案件の検証

令和 6 年度から試行対象とした建設共同企業体（J V）が参加する入札の実施状況について、現行制度で採用している各構成員を均等に評価する方法と、代表構成員のみを評価する方法を比較し、検証した。

【別紙 4 参照】

(4) 事業者アンケートの検証

入札参加事業者に対し、建設工事総合評価方式に関するアンケートを実施した。本制度に対する理解度や参加意欲、各評価項目の達成状況等を取りまとめ、検証した。

【別紙 5 参照】

4 実施状況及び評価

(1) 事業者の得点状況等の検証

1) 価格点

- ①価格点の得点状況については、昨年度までの検証時同様に、予定価格から評価基準価格付近まで応札が分散している案件や予定価格付近に応札が集中している案件が多く、品質と経済性のバランスが最適と考えられる評価基準価格付近に集中する案件も見られた。工種ごとにみると、設備工事では予定価格付近に応札が集まることが多く、土木工事では評価基準価格付近に応札が集まる傾向がみられる。
- ②評価基準価格を下回る価格帯に応札が集中した案件はなかったが、一部に評価基準価格を下回る入札も見られる。令和 5 年度に低入札価格調査によって落札した案件が 1 件あったが、それ以降は発生していない。
- ③これらから、本制度の価格評価が重視する品質とのバランスや過度な低価格入札対策に沿った応札行動が一定程度確認できるものの、低価格帯での入札も見られることから、運用を継続するなかで引き続き理解促進を図る必要がある。

2) 価格点以外の評価点

- ①公契約評価点については、昨年度の検証時同様に「労働福祉の状況」や「建設キャリアアップシステム」では比較的多くの事業者が得点している一方、「労働安全衛生」では得点率が低い。
- ②「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」「障害者雇用」「若年者雇用」についてはこれまで同様に得点率が低い、「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」の加点対象を緩和したことで評価を得た事業者が一定数いる。

- ③価格点以外の評価点全体平均としては5割程度の得点状況であり、試行開始以降、同程度を推移している。事業者によっても評価項目の達成状況が異なっているため、今後も競争性の確保や事業者の取り組み意欲の向上に繋げることが可能と考えられる。

3) 価格点とそれ以外の評価点のバランス

- ①評価点のバランスについては、試行実施した125件（不調、中止の28件を除く。）のうち、価格点及び価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札した案件は過半の87件であった。
- ②一方、価格点が1位ではない事業者が落札した案件は20件あり、価格点は1位だがその他の評価点が1位でない事業者が落札した案件は18件であった。
- ③価格以外の評価点について、すべての評価項目を適用した案件での事業者の獲得点数は最低で8点、最高で39点であり、最大31点の評価点の差が生じている状況である。一方、価格点では予定価格での入札による5点、評価基準価格付近の入札による約50点の範囲で約45点の差が生じている。
- ④これらから、品質と価格のバランスを競う総合評価方式の特徴が一定程度機能していると考えられるが、個々の入札の価格点及びその他評価点のバランスは様々となっており、試行開始以降の経年変化をみると価格点と価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札する割合が上昇している。

(2) 従来の入札との比較

- ①入札参加者数は、価格競争入札より下回っているものの、従来の総合評価方式と比べると若干増加している。経年変化をみると、昨年度検証時点から0.4者程度低下した。
- ②応札率においては、価格競争入札より10.5ポイント程度低い結果となった。
- ③落札率については、価格競争入札に比べて2.8ポイント程度高く、従来の総合評価方式より低い。経年変化をみると、昨年度から1.2ポイント程度上がっており上昇傾向にある。
- ④不調は、昨年度の検証時点と同水準で約18%の案件で発生している。
- ⑤価格点が1位でない者が総評価値において最も高得点となり落札するケースは、従来の総合評価方式より若干多く約13.8%となっている。一方、昨年度の検証時点と比較すると価格点が1位でない者が落札する割合は下がっており、前述のとおり価格点と価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札する割合が上昇している。

(3) 建設共同企業体（JV）対象案件の検証

- ①各構成員を均等に評価する方法と、代表構成員のみ評価する方法では最大で12点の差が生じるが、これによって落札者が変わるケースはなかった。
- ②試行実施案件5件のうち、応札者が1者のものが3件を占めており、十分な検証を行うことができないことから、引き続き実施していく必要がある。

(4) 事業者へのアンケートの検証

- ①制度の理解度や参加意欲について多くの事業者が高い水準にあり、各評価点に関する取り組み意欲も高く、昨年度までの検証時点と傾向は変わらない。
- ②評価項目ごとの達成状況について達成済みと回答のあった割合も昨年度の検証時点と大きく変わらない。
- ③総合評価方式による継続的な発注や発注数の増加を求める意見がある一方で、高い評価点を獲得できる事業者に受注が集中することを懸念する意見が見られた。
- ④「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」の評価項目に一般事業主行動計画の策定・届出を追加したことに関しては、認定の前段階における取組みに加点されることを肯定的に捉える意見がある一方、依然として会社規模によってハードルが高いという意見もある。
- ⑤総合評価方式の適用件数については、現在の規模が「適切である」という意見が約4割を占めている。
- ⑥評価対象としている取組みには一定程度時間を要することも想定されるため、達成状況の動向等にも着目しながら、引き続き丁寧な説明周知によって理解促進と制度の定着を図る必要がある。

5 今後の取組み

- ①試行実施にあたり令和4年度は年間発注件数の1割程度を対象とし、令和5年度からは2～3割程度に対象を拡大した。さらに令和6年度では建設共同企業体（JV）を含む議決案件（予定価格1億8千万円以上）にも試行対象をひろげたところである。これまで実施した153件の検証を行ったところ、事業者の得点傾向に大きな変化は見られず、取組み達成状況の伸びは確認できていない。
- ②今年度から評価方法を改めた「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」では、改定により評価点を獲得する事業者が一定数みられたが、加点は依然として低い水準に留まっている。一般事業主行動計画の策定や認定取得には、事業者の社内体制の整備に一定の期間を要するものと考えられるため、引き続き推移を確認する必要がある。
- ③同じく今年度から試行実施対象とした建設共同企業体（JV）が参加する案件については、1者応札が多くを占めており十分な検証ができる実績がないことから、あわせて継続的に動向を確認していく必要がある。
- ④検証結果からは、価格だけではなく、公契約条例に基づく評価項目が競争の一部として機能し、アンケートにおいても事業者の取組み意欲が一定程度確認できているが、事業者による実際の取組み達成にはつながっていない。これらのことから、試行開始3年目に際して安定的な運用がなされており制度に直ちに見直すべき点はみられないが、さらに公契約条例の理念の浸透を図り、条例に基づく取組みを促進する対応が求められる。一方では、事業者アンケートでは評価項目の性質上、総合評価方式の対象の増加により落札者が一部の事業者に集中することを懸念する意見もみられ、急激な対象拡大にも慎重にならなければならない。

⑤以上のことを踏まえ、現在の評価方法を継続したうえで、令和7年度においては対象件数を年間発注件数の4割程度に拡大し、その検証を踏まえたうえで、令和8年度からの本格実施を目指し試行を重ねていく。

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月 令和7年度入札公告の開始